

みせ税理士
の

相続相談手帖 第21話

Q

私(仮名:八木健一)は奈良市内に不動産の物件を所有しており、将来の相続税対策に向けて只今、検討中です。今回の質問は相続税対策と、マイナンバー制度の関連性について質問したいと思います。

2016年1月より順次利用がスタートするマイナンバー制度が相続・事業承継にどのような影響を及ぼすのか、また対応策があれば教えてください。

A

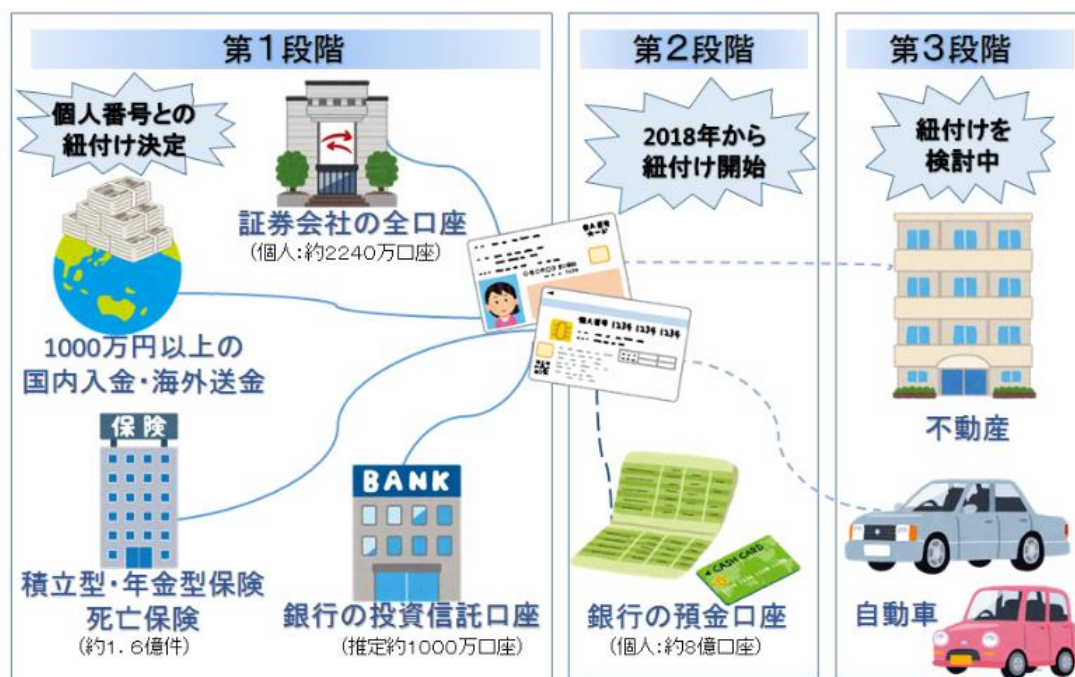
マイナンバー制度が資産家に与えるインパクトは今後、高まってくると予想されます。

つまり、将来的にはすべての財産が個人番号の下、**完全補足**される可能性があります。

(資産家に対する資産把握の包囲網と課税強化)

まず、制度の導入当初は、給料に加えて銀行の投資信託口座や証券口座、積立型・年金型保険、死亡保険などに個人番号が紐付くことが決まっています。

また、改正マイナンバー法の成立により、2018年1月をめぐり、預金者は銀行等から個人番号の告知を求められ、当面は強制ではなく任意となりますが、将来は強制とすることも検討されています。



よく、「マイナンバー導入が強化される前に、預貯金を引き出してタンス預金にしておけばどうですか?」という質問を合わせて聞かれます。申告は適正に行うべきであるため、質問自体が問題ですが、念のため補足しておきます。相続税の税務調査は過去に遡って銀行取引記録を確認しますので、タンス預金をしてもすぐにわかります。

大切な資産を守り、スムーズに次世代に継承するためには、原則に立ち戻って、長期的な期間による相続税対策を、できるかぎり早い段階から行うことが何よりも重要です。

お問合せ先: 税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
 TEL: 0120-985-556 URL: www.aoba-atm.com/

セカンド・オピニオン
受付中